

鳥取県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉町 566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 211	訪問介護	平成 20 年 4 月 1 日
株式会社メディコープとっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉町 566	株式会社メディコープとっとりデイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 203	通所介護	〃